答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松尾明弘提出羽田空港新飛行ルートに関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出証券会社の口座サイト乗っ取り被害といわゆる迷惑メール防止法の執行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出李在明氏の慰安婦問題補償要求公約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出経営・管理の在留資格に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出外国情報機関による勧誘工作に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出国土交通省手続業務一貫処理システムおよび賃貸住宅管理業登録電子申請システムに関する質問に対する答弁書

報告書受領

五月三十日内閣から次の報告書を受領した。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況に関する報告

食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村の動向」の報告

食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村施策」の報告

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

又同日内閣を経由して法務大臣鈴木馨祐から、次の報告書を受領した。

破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和六年団体規制状況の年次報告

参議院

議案提出

五月三十日衆議院から次の議案が提出された。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六号）

議案受領

五月三十日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三三号）

資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律案（閣法第五九号）

議案受領（予備審査）

五月三十日衆議院から次の議案が送付された。

行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）（衆第三六号）

議案付託

五月三十日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

特定生殖補助医療に関する法律案（秋野公造外三名発議）（参第一号）　内閣委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）　農林水産委員会に付託

議決通知

五月三十日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

答弁書受領

五月三十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員野田国義提出再エネ賦課金に関する質問に対する答弁書（第一二一号）

参議院議員浜田聡提出ＪＵＴＭに関する質問に対する答弁書（第一二二号）

参議院議員浜田聡提出能登半島地震時における孤立集落へのドローン配送の事実関係に関する質問に対する答弁書（第一二三号）

参議院議員浜田聡提出自治労等の労働組合の会計監査が未実施の場合の影響に関する質問に対する答弁書（第一二四号）

参議院議員石垣のりこ提出大阪・関西万博の海外パビリオン建設費の未払に関する質問に対する答弁書（第一二五号）

法律公布奏上及び通知

五月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

航空法等の一部を改正する法律

保険業法の一部を改正する法律

報告書受領

五月三十日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく令和六年一月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況の報告を受領した。

また、同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく令和六年団体規制状況の年次報告を受領した。

また、同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十六条の規定に基づく「令和六年度食料・農業・農村の動向」及び「令和六年度食料・農業・農村施策」についての報告を受領した。

また、同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「令和六年度ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告を受領した。

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

令和七年六月三日

国立国会図書館長　倉田　敬子

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表電子式複写による印画の項中「二十五円」を「二十六円」に、「百二十一円」を「百四十円」に、「九十五円」を「九十円」に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項中「二十五円」を「三十三円」に、「四十三円」を「四十五円」に、「三十六円（五十八円）」を「二十八円（五十円）」に、「三十六円（百円）」を「二十八円（八十円）」に改め、同表マイクロ資料からの印刷出力による印画の項中「三十六円」を「二十八円」に改め、同表マイクロ資料からの電子式引伸印画の項中「七十円」を「百十円」に、「百円」を「百四十円」に改め、同表撮影した画像を記録した光ディスクの作成の項中「六百五十円」を「六百九十五円」に、「百六十円」を「百六十五円」に改め、同表撮影した画像を複製した光ディスクの作成の項中「四百九十円」を「五百三十円」に改める。

第二項中「十三円」を「十四円」に改める。

第三項中「百七十円」を「百八十五円」に改める。

第五項第一号中「二百五十円」を「三百五十円」に改め、同項第二号中「三百五十円」を「四百八十円」に改める。

附　則

1　この告示は、令和七年七月一日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和七年七月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

人事異動

内　閣

農林水産大臣秘書官に任命する

千場香名女

農林水産大臣秘書官

川合　賢二

願に依り本官を免ずる（以上五月二十一日）

国務大臣

武藤　容治

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（五月二十九日）

○防衛大臣臨時代理

国務大臣

坂井　学

防衛大臣中谷元海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する